第四条の二第二項中「に規定する「親法人等」を「及びこの項において「親法人等」に、「（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）」を「の意思決定機関」に、「前項に規定する「子法人等」を「子法人等」に改める。

第十六条の二の三第一項中「。第三項において「同一人自身」という」を削り、「子会社で」を「合算子法人等（第四条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）又は合算関連法人等（第四条第三項に規定する合算関連法人等をいう。以下この項において同じ。）で」に、「子会社を」を「合算子法人等並びに合算関連法人等を」に、「第五項」を「第四項」に、「第四条第十項」を「同条第十二項」に改め、同条第二項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、「第四条第四項各号」を「第四条第六項各号」に改め、同条第三項中「次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分」を「同項本文に規定する同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。第五項において同じ。）とし、同条第一項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五」に改め、同項各号及び同条第四項を削り、同条第五項中「第四条第十項の」を「第四条第十二項の」に、「第四条第十項第一号」を「第四条第十二項第一号」に、「第四号」を「第五号」に、「読み替える」を「、同号中「及びその子会社等若しくはその子会社等」とあるのは「若しくはその子会社等」と読み替える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第五十二条の二十二第二項第一号」に、「第四条第十一項各号」を「第四条第十三項各号」に、「法人」を「もの」に改め、同項を同条第五項とする。

第十七条の二第二項及び第十七条の三第三項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第二条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十第一項中「この条において「」を「この項において「」に、「子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の十三第一号において同じ。）」を「合算子法人等又は合算関連法人等」に、「第八項及び第九項」を「当該組合の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項第三号及び第十項第四号」に改め、同項第一号イ中「子会社」を「合算子法人等」に改め、同号ロ中「子会社とする会社」を「合算子法人等とする法人等（会社その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定める者」に改め、同号ハ中「会社の子会社」を「者の合算子法人等」に、「会社に」を「者に」に改め、同号ト中「イからハまで若しくはへに」を「次に」に、「第四項」を「第六項」に、「ニ若しくはホ」を「ホ若しくはへ」に改め、「掲げる者」の下に「（へに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。(4)において同じ。）」を加え、「イからハまで又はへに掲げる会社」を「当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者」に改め、同号トに次のように加える。

(1)　当該同一人自身の子会社

(2)　当該同一人自身を子会社とする会社

(3)　(2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

(4)　ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

第一条の十第一項第一号トを同号リとし、同号ヘ中「ニ又はホ」を「ホ又はヘ」に、「会社（」を「法人等（」に、「ロに掲げる会社」を「イからヘまでに掲げる者」に改め、「及び当該会社の子会社」を削り、同号ヘを同号トとし、その次に次のように加える。

チ　トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第一条の十第一項第一号ホ中「当該同一人自身を子会社とする会社」を「ロに掲げる者」に改め、「もの」の下に「（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「の者」の下に「（ロ及び外国政府を除く。ヘ及び次号において同じ。）」を、「もの」の下に「（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第一条の十第一項第二号イ中「以下この項及び第四項」を「ロ及び第六項」に改め、同号ロ中「会社に」を「者に」に改め、同条第十項を削り、同条第九項第一号から第四号までの規定中「又はその」を「又は当該組合の」に改め、同項第五号中「理由に準ずる」を「もののほか、当該組合及びその子会社等又は当該組合の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該組合及びその子会社等若しくは当該組合の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第二号を次のように改める。

二　農業協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、次に掲げる債務者等に対して、当該農業協同組合連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

イ　当該農業協同組合連合会の会員その他農業生産力の増進及び農業経営の安定化並びに地区内の開発に寄与する事業を行つている者として主務省令で定める債務者等

ロ　イに掲げるもののほか、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業その他の主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業を行つている債務者等

第一条の十第八項第四号中「理由に準ずる」を「もののほか、当該組合が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該組合又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を削り、同条第六項中「次に掲げる」を「同一人（同条第一項本文に規定する同一人をいう。次項第三号及び第十項において同じ。）に対する」に、「の区分」を「とし、法第十一条の四第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五」に改め、各号を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項第一号ト」を「第一項第一号リ」に、「掲げる会社」を「掲げる者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が有する議決権及び前項の場合において会社又はその子会社が有する議決権」を「第一項、第二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号リ及び第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

一　他の法人等の財務及び事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二　子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三　前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）